

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	南部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月7日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 ・施設園芸(トマト、ミニトマト、花き、スナップエンドウ)、露地栽培(キャベツ、ブロッコリー)が中心。 ・畜産(肉牛、酪農、豚、うずら)、水田もあり。 ・高豊は土地改良されて優良農地。 ・城下、東七根は区画が小さい農地が多い。 ・水田の多くはオペレーターに任せている。 ・鳥獣被害(イノシシなど)あり。 【課題】 ・高齢化や後継者不足が進んでいる。 ・面積が狭い、水はけの悪さなど地形的条件が悪い(特に水田)。 ・耕作放棄地の増加。特に条件の悪い農地は耕作放棄地になりやすい。 ・相続に伴う農地の分散化。 ・高齢化、後継者不足及び労働力不足による経営規模拡大への意欲低下(露地が多い傾向あり)。 ・イノシシによる鳥獣被害対策。 ・メリットが少なく中間管理事業への乗せ換えが進まない。 ・農地を所有するリスク、デメリットが多く、誰も所有したまらない。 ・営農型太陽光発電施設の下での耕作が営農と言える水準でないものがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・施設園芸(トマト、ミニトマト、花き、スナップエンドウ)、露地栽培(キャベツ、ブロッコリー)、畜産(肉牛、酪農、豚、うずら)、水田等を引き続き営農する。 ・持続可能な農業。儲かる農業。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,378 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	- ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年8月7日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。	
・豊橋市伊古部町字幸道73	2,233㎡
・豊橋市伊古部町字幸道74	2,310㎡
・豊橋市伊古部町字幸道75	1,090㎡
・豊橋市伊古部町字幸道87	1,791㎡
・豊橋市伊古部町字幸道88	2,085㎡

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
・大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・上記の集積・集約を農地中間管理機構を周知、活用して実施する。 ・農地中間管理機構の活用が円滑に進むように市やJA等と連携して農業を担う者や土地所有者を支援する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、必要に応じて農用地の大区画化(畔の撤去なども含む)・汎用化等のための基盤整備事業を検討する。 ・城下地区では、基盤整備に向けた勉強会を実施。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者や法人経営、規模の大小等に関わらず、地域への参画意向がある経営体については、地域の担い手への集積・集約に配慮しつつ、農地の情報収集に努め、将来地域農業を支えられるよう、市、農業委員会、JA等と調整、連携しサポートに取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を検討、活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害の情報集約 ②慣行農業と有機農業との共存共栄の模索 ⑦耕作放棄地解消、所有者不明農地の対策⑨営農型太陽光発電を実施する場合、市、農業委員会、豊橋農業協同組合等と協議し、合意を得る。				

